

「湖西市ブロック塀等撤去事業補助金制度」のご案内

湖西市では、地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、危険なブロック塀等の撤去を行う場合に、補助金を交付しています。

※危険なブロック塀等とは構造上倒壊のおそれのある、コンクリート塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。)及び門柱のことです。

■ 補助対象となるブロック塀等

- ・ 公衆の用に供されている道路に接するもの
- ・ ブロック塀の場合は、原則4段以上のもの
- ・ 高さは、地盤から0.6mを越えるもの(ブロック塀以外)
- ・ 長さは、概ね3m以上のもの(門及び門の袖等についてはこの限りではない。)

※ご注意ください！！

補助金交付決定前に、ブロック塀等の撤去に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。必ず着工前に建築住宅課と相談のうえ、補助金の交付申請をしてください。



■ 補助の条件

- ・ ブロック塀の場合は全部(基礎、土留め部分を除く)を撤去すること。
- ・ 改修する場合は、安全な塀にすること。
- ・ 塀の改修に際しては、建築基準法上の道路の内には築造しないこと。

■ 補助内容、補助金の額

当該事業に要する経費と除去するブロック塀等の延長に1mあたり8,900円を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、かつ一敷地につき100,000円を限度とする。

★事前相談及び問い合わせ先

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課

〒431-0492 湖西市吉美 3268 TEL:053-576-4549 FAX:053-576-1897

・湖西市ホームページに申請書等の様式を掲載しています。

(ホーム → くらし・手続き → 住まい・交通 → 住宅 → ブロック塀などの撤去・改善に対する補助金)